

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和6年9月17日（火） 午前9時57分開議

議事堂第3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第86号 ひたちなか市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第87号 ひたちなか市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第91号 市道路線の認定、廃止及び変更について

○出席委員 8名

経済建設委員会

弓 削 仁 一 委員 長

加 藤 恭 子 副委員 長

鶴 澤 恵 一 委 員

安 のり子 委 員

安 次 男 委 員

大 谷 隆 委 員

清 水 立 雄 委 員

三 瓶 武 委 員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 薄 井 宏 安 議 長

○説明のため出席した者

経済環境部 藤 咲 裕 之 経済環境部参事

丸 岡 貴 典 商工振興課長

小石川 直 人 商工振興課係長

二 川 潤 商工振興課係長

建設部 佐 藤 健 一 建設部長

祖 田 章	建設部技正兼道路管理課長
岩 間 拓 実	道路管理課副技正
風 間 剛	道路管理課課長補佐兼管理係長
二 川 浩 之	道路管理課管理係長

○事務局職員出席者

議会事務局	海 埜 敏 之	主幹
	折 本 光	主任

経 済 建 設 委 員 会

令和6年9月17日（火）

午前9時57分 開会

○弓削委員長 それでは、時間前ではありますがけれども、皆さんおそろいのようなので始めたいと思います。ただいまから経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、経済環境部の議案2件、建設部の議案1件の計3件です。

最初に、議案第86号 ひたちなか市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議・臨時会、令和6年定例会・臨時会、第3回9月定例会、議案、議案第86号の順にフォルダをお開きください。

それでは、提出者の説明を願います。藤咲経済環境部参事。

○藤咲経済環境部参事 本日、経済環境部長の松本が体調不良により欠席しておりますので、私が代わりましてご説明を申し上げます。

まず、条例制度の概要についてでございます。茨城県信用保証協会には中小企業が資金調達
……

○弓削委員長 座って説明をお願いします。

○藤咲経済環境部参事 すみません、ありがとうございます。

茨城県信用保証協会には中小企業が資金調達、すなわち金融機関の融資を円滑に利用できるよう公的機関として補償いたしますほか、企業が何らかの事情により返済困難となった際に代位弁済をする機能がございます。

本市におきましては、代位弁済の原資の一部を当該協会に寄託という形で支出しているところでございます。代位弁済の際には信用保証協会が借金を肩代わりいたしますが、借主である企業が協会に対して返済した場合には、回収納付金として相当額が市に納付されることとなっております。

本条例につきましては、自然災害に起因する返済困難など様々な事情を考慮し、企業の再生に寄与すると認める場合に回収納付金を受け取る権利を放棄するというものでございます。

今回の改正は、幾つかある免除要件の一つに規定する産業競争力強化法が改正されまして条項ずれが生じることから、本条例の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、商工振興課長からご説明を申し上げます。

○弓削委員長 丸岡商工振興課長。

○丸岡商工振興課長 では、着座で失礼いたします。

まず、条例改正に係る市の融資制度を改めてご説明させていただきまして、本条例と概要についてご説明いたします。

市では中小企業の経営安定を図るために、自治金融・振興金融と呼ばれる運転資金や設備資金に対する融資やあっせんを行っております。市商工会議所、茨城県信用保証協会の審査を得まして金融機関が融資を行い、市は信用保証料を全額補給する流れとなっております。何らかの事情で中小企業の返済が困難となったとき、金融機関に対しまして代位弁済が行われます。代位弁済の負担割合ですけれども、日本政策金融公庫が8割、残り2割を保証協会と市で負担

します。市は全体から見て大体約8から10%ぐらいの負担となっております。代位弁済に備えまして、市は保証協会に寄託金という基金を預けておきまして、保証協会はこの寄託金より代位弁済の支払いや、逆に企業から返済があった場合は回収納付金として寄託金に納入すると、こういった運用を行っております。

当条例は、経営難により代位弁済がなされた中小企業のうち、事業再生の専門機関を通じて再生計画をつくり、前向きに事業再生に取り組む中小企業に対しましては、市が代位弁済した債権について放棄ができることを規定した条例となります。市が有する債権の放棄は本来議決案件ですけれども、地方自治法の定めにより、当条例に基づき手続を行うことで速やかな事業再生を後押しすることを目的としております。

今回の条例改正は、再生計画の要件の一つである産業競争力強化法が改正されまして、法律のほうで条項ずれが生じたことに伴いまして条例の規定も法律に合わせるものでございます。条例自体の内容に変更はございません。

なお、これまで本市では、当条例に基づき債権の放棄を行った実績は、過去にはございません。代位弁済がなされた事業者のほとんどが経営難による倒産、破産がこれまで多くて、事業再生に取り組んだという事例がないということによるものでございます。

説明は以上となります。

○弓削委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第87号 ひたちなか市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただきたいと思っております。議案第87号をお開きください。

提出者の説明を願います。藤咲経済環境部参事。

○藤咲経済環境部参事 議案第87号 ひたちなか市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

本市では、道路交通の円滑化及び市民の利便を図るため、市内の7か所に市営駐車場を設置し管理運営を行っているところであります。このたび佐和駅東口広場の整備に伴いまして新たに市営駐車場を1か所設置するため、本条例を改正しようとするものであります。

なお、新たに設置する駐車場の使用料につきましては、佐和駅西口広場駐車場と同額とする案となっております。

詳細につきましては、商工振興課長よりご説明を申し上げます。

○弓削委員長 丸岡商工振興課長。

○丸岡商工振興課長 着座にて失礼いたします。

市営駐車場全体につきましては今、市内7か所に設置して管理を行っております。佐和駅には西口広場に10台分ありますけれども、今回、東口広場に新たに17台分を整備いたします。17台のうち2台は障害者専用となります。また、市営駐車場としては初めてになりますけれども、キャッシュレス決済に対応した精算機を導入いたします。クレジットカードのほかSuicaやWAONなどの電子マネー、またPayPayやd払いなどのQRコードにも対応する精算機となっております。

なお、新設する佐和駅東口広場の使用料金につきましては、佐和駅西口と同一の料金といたします。

市営駐車場全体の状況ですけれども、コロナ禍の影響で利用台数や使用料、収入が減少していましたが、令和5年度は増加し回復傾向にございます。参考までに利用台数についてですけれども、コロナ禍前の平成30年度は62万9,119台、令和4年度が54万8,766台、令和5年度が60万1,263台となっております。

なお、歳入のほう、使用料金につきましては、平成30年度は8,321万2,410円、令和4年度が4,290万5,590円、令和5年度が5,696万5,600円といった形で回復している状況にございます。

説明は以上となります。

○弓削委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第91号 市道路線の認定、廃止及び変更についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第91号をお開きください。

提出者の説明を願います。佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 それでは、着座で失礼いたします。

議案第91号 市道路線の認定、廃止及び変更についてご説明いたします。

本議案は、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、路線の認定8路線、廃止1路線、変更4路線を行うものでございます。

議案書の2ページ、市道路線の認定表、3ページの市道路線の廃止表、4ページの市道路線の変更表とお配りしてございます参考資料の路線位置図を主にご覧ください。なお、議案書の表に沿ってご説明いたしますが、関連により順番が前後いたしますので、ご了承をお願いいたします。

それでは早速、初めに、新規認定ナンバー1、足崎・長砂地区337号線でございます。参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。本件は民間の開発行為により築造された道路で、開発行為の完了後、市に帰属されたことから、赤の矢印の路線について新規に市道認定するものでございます。

続きまして、新規認定ナンバー2、田彦地区362号線でございます。参考資料の3ページ、4ページをお開きください。本件につきましても、ナンバー1同様、開発行為により築造された道路で、市に帰属されたことから、市道に新たに認定するものでございます。

続いて、新規認定ナンバー3、勝倉・三反田地区533号線でございます。資料の5から6ページをお開きください。本件は、これまで市道に認定されていなかった市管理道路の拡幅整備を行ったことに伴い認定基準を満たしたことから、新たに市道認定するものでございます。

続いて、新規認定ナンバー4、湊中部地区645号線でございます。参考資料の7ページから8ページでございます。本件は、調査におきまして当該区間が市道として未認定であることが判明したため、今回改めて市道に認定するものでございます。

続きまして、新規認定ナンバー5、中央地区845号線及び新規認定ナンバー6、中央地区846号線でございます。参考資料の9ページから10ページでございます。本路線は、昭和59年度に行われた開発行為により築造された道路で、当時、土地は市に帰属されたものの市道として未認定となっていたため、改めて市道認定するものでございます。

続きまして、新規認定ナンバー7、佐野地区692号線、新規認定ナンバー8、佐野地区693号線及び変更路線ナンバー1、佐野地区257号線についてご説明いたします。参考資料の12ページの変更前と変更後の上下の図面をご覧ください。上段の変更前、257号線につきましては、佐和駅東口の整備に伴い、下段の図のように起点側の県道入り口付近については自転車歩行者専用道路として新たに692号線として認定を行います。また、その東側に新たに整備しました進入道路から東口交通広場までの区間につきましては、693号線として新規に認定するものでございます。これにより、もとの257号線の起点を東口交通広場前に変更するものでございます。

次に、廃止路線ナンバー1、馬渡・中根地区322号線及び変更路線ナンバー4、馬渡・中根地区323号線についてご説明いたします。参考資料の14ページの上下比較図をご覧ください。当該路線の区域は、東部第2土地区画整理事業における雨水排水計画の見直しにより、統合調整池の区域内となっております。周辺地域の用地の取得が完了したため、322号線の

路線の廃止と323号線の終点の位置を変更するものでございます。

続きまして、変更路線ナンバー2，津田・枝川地区304号線でございます。参考資料の15，16ページをご覧ください。当該路線につきましては，都市計画道路として市道認定しておりましたが，令和4年に都市計画道路としての整備計画が廃止となり，隣接地権者より当該道路敷地の払下げの申出があったため，今後この払下げの事務を進めるに当たり本路線の起点の位置を変更し，当該区間の市道を除外するものでございます。

最後に，変更路線ナンバー3，市毛・堀口地区196号線でございます。参考資料17から18ページでございます。本件は，現在の市道が道路形態のない堤防上部及び県道と重複しているため，現況道路と整合するように196号線の終点の位置を変更するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○弓削委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 質疑なしと認め，質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め，討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め，本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部は退席されて結構です。ありがとうございました。

(執行部退席)

○弓削委員長 次に，閉会中の所管事務調査についてを協議したいと思います。

12月定例会までに行う所管事務調査の案件について，委員の皆さんから何かご意見などございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 それでは，出ておりませんが，事前に雨水幹線の現在の進捗状況などを執行部のほうからお話を聞いたらどうかというふうな意見を事前にいただいておりますので，それも含めまして委員会の日程を考慮して執行部と調整させていただきたいと思っております。

執行部との調整の結果，実施する案件，調査案件については正副委員長にお任せいただきたいと存じますけれども，それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 それでは，そのように進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

あと、日程についてなんですけれども、10月28日、10月30日、10月31日あたりのうちの1日を予定したいと思うんですけれども、時間が午前、午後も含めましてご都合悪いときがございましたらば教えていただければと思います。清水（立）委員。

○清水（立）委員 31日がちょっと。

○弓削委員長 では、28と30ということでしょうか。三瓶委員。

○三瓶委員 できれば30を外してもらいたい。

○弓削委員長 では、お二方からご意見が出ましたので、まず第1で28とさせていただいて……。

○三瓶委員 ごめんなさい、大丈夫です。

○弓削委員長 大丈夫ですか。では、28か30ということにさせていただいて、双方どうしてもという場合には31という選択もあるということで、ご承知おきいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。大丈夫でしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 では、以上で閉会中の所管事務調査についてを終了します。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面に戻っていただき、全議員共通、常任委員会、経済建設委員会、令和6年度、令和6年9月17日、配付資料、閉会中の継続調査申出書（案）の順にお開きください。お開きいただけたでしょうか、大丈夫でしょうか。

閉会中の継続調査申し出について、事務局職員から説明願います。海埜主幹。

○海埜主幹 それでは、閉会中の継続調査申し出についてご説明いたします。

閉会中の委員会の活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、定例会の本会議最終日に委員長から議長に継続調査の申し出をするものであります。

内容につきましては、ただいまタブレットでご覧いただいております閉会中の継続調査申出書（案）に記載されているとおり、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてを件名に掲げまして、経済建設委員会の所管している事務を広く拾える形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出させていただきたいと思います。

説明は以上であります。

○弓削委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出について、何かご意見ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 異議なしと認め、以上のように、閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 それでは、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

午前10時21分 閉会